

令和8年度 加賀市新規出店支援事業 募集要項

賑わいと交流のあるまちづくりを支援するとともに、空き家活用促進を図るために商業店舗を新規開店する方又は既存店舗を改装し新規事業の展開に取り組む方へ、予算の範囲内で費用の一部を助成します。

【補助対象地域】

市内全域を対象とします。

【補助対象者】

次に掲げるすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 市税等に滞納がない者であること。
- (2) 個人の場合 補助金の交付申請時まで市内に住所を有する者
法人の場合 市内に本社又は主たる事業所を有する者
- (3) 新たに建設し、若しくは空き家等を活用して商業店舗の開店（以下「新規開店」という。）を行おうとする者、又は既存の商業店舗を改装し新規事業の展開（以下「新装開店」という。）に取り組む者であること。

※1 経年劣化の補修やトイレの洋式化等は改装の対象になりません。

※2 過去に本事業、「加賀市まちなか店舗立地支援事業」、「加賀市温泉街出店促進モデル事業」、「加賀市空家等店舗活用促進事業」、「加賀市商店街まち歩きが楽しい店づくり支援事業」又は「片山津コンペティション事業」の採択を受けた者であって、当該対象店舗の営業を行っていないもの及び当該対象店舗の改装を行うものについては、本事業に応募することはできません。

【補助対象事業】

次に掲げるすべての要件を満たし、原則として令和9年2月28日までに営業を開始する店舗とします。

- (1) 日本標準産業分類に定める以下のいずれかの業種の事業であること
①小売業 ②飲食サービス業 ③生活関連サービス業 ④娯楽業
- (2) 営業が夜間（午後6時から翌日午前10時まで）のみでないこと。
- (3) 月に16日以上営業すること。
- (4) 建物の1階部分で営業を行うこと。
- (5) 改装の場合は、新規事業の展開を伴うものであること。

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと。
- (7) 政治団体及び宗教団体による運営でないこと。
- (8) 加賀市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員及びその他反社会的な勢力又はそれらと関係する者が経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (9) 各種法令及び公序良俗に反していないこと。

【補助対象経費等】

補助の対象となる経費は、次のとおりとします。

新規開店及び新装開店に係る建物建築費、内外装工事費（付帯設備を含む。）、備品費及び
広告宣伝費

※備品は原則として、店舗に設置される事業用資産又は大型の物品であって、消費者への商品・サービスの提供以外の用に供されないものを指します。

食器・文房具等の小型物品やパソコン・オーディオ機器等の汎用性の高い物品、絵画・オブジェ等趣味性の高い物品等は補助対象外です。

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、新規開店のうち、空き家等を活用する場合は200万円、新築する場合は100万円、新装開店の場合は50万円を限度とします。

補助金は、開業後の実績報告に基づき支払います。

【応募受付期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）

【応募の手続き】

次の書類を応募受付期間内に加賀市商工課にメール、郵送又は持参にて提出してください。

〔提出書類〕

- ①事業計画書（指定様式）、②工事設計書及び設計図、③店舗内外装イメージ図、
- ④現状の外観写真、⑤店舗立地箇所が分かる地図、
- ⑥直近の決算書又は確定申告書の写し、⑦経費の見積書（明細含む）
- ⑧金融機関に提出した創業計画書、資金計画書等（金融機関から借入する場合）
- ⑨住民票の写しや戸籍の附票等、年齢・住所を表すもの（移住者や若者に該当する場合）
- ⑩証明の日から3か月以内の履歴事項全部証明書（法人の場合）

【選考審査】

提出された事業計画書に基づき、専門家等で構成される審査会において書類及び面接審査を行います。

6月中旬以降に開催予定の審査会には、原則代表者1名が出席してください。

当該事業に国・県等の他の補助金を活用（実績・予定含む）する場合は、事業計画書への記入が必要です。（別途資料の提出を求めることがあります。）

選考結果を参考に、市長が補助対象者の決定を行います。

なお、補助金の交付の決定日以降に実施する事業が補助の対象となります。それ以前に発注、購入、契約、工事等を実施したものは補助の対象となりませんのでご注意ください。

補助金の交付を受けた事業者は、市の広報やホームページなどで公表することがあります。

【選考の主なポイント】

(1)計画全般

計画の具体性・実現可能性、収支計画の妥当性など

(2)個別項目

事業者の経歴、商品・販売戦略、店舗外観及び内装の魅力、地域貢献性など

(3)その他

事業者（代表者）が移住者、若者である場合は加点措置を行います。

- ・移住者 市外に2年以上居住した後に市内に転入した者又は転入予定の者。ただし、補助金交付申請時に転入から1年を経過する者は、移住者としては扱わない。
- ・若者 年度初日の年齢が40歳未満の者

【その他】

助成対象者として通知を受けた日から1か月以内に補助金の交付申請が行われない場合は、本事業の採択を辞退したものとします。ただし、助成対象者の責めに帰さない理由により補助金の交付申請が行えない場合は、事前に市に相談を行ってください。

補助金の交付決定を受けた事業者が、交付決定日から5年以内に営業を休止し、若しくは廃止し、又は著しく営業活動を縮小したときは、以下のとおり補助金の返還を求める場合があります。事業形態に著しく変更があったときも、同様の返還を求める場合があります。

補助金返還事由が発生した日	返還額
営業を開始した日から3年経過するまでの期間内	補助金確定額×75%
営業を開始した日から3年を超え4年経過するまでの期間内	補助金確定額×50%
営業を開始した日から4年を超え5年経過するまでの期間内	補助金確定額×25%

■事業計画書の提出・問合せ先

加賀市商工課 TEL：0761-72-7940 MAIL：shoukou@city.kaga.lg.jp